

第五十一回国会 衆議院 石炭対策特別委員会議録第七号

(三七)

昭和四十一年三月二十四日(木曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 野田 武夫君

理事 有田 喜一君

理事 藏内 修治君

理事 多賀谷真稔君

大坪 保雄君

神田 博君

三原 朝雄君

中村 重光君

出席國務大臣

労働大臣 小平 久雄君

出席政府委員

通商産業事務官 井上 亮君

労働基準監督官 村上 茂利君

労働基準局長 村山 義高君

労働事務官 有馬 元治君

職業安定局長

委員外の出席者

通商産業事務官 森田三喜男君

鉱山保安局管 理課長

三月二十四日

委員伊藤卯四郎君辞任につき、その補欠として山下榮二君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員山下榮二君辞任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六八号)

○野田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑を行ないます。多賀谷真稔君。

○多賀谷委員 私は、炭鉱の災害に關係をして、ことに、一酸化炭素中毒患者が、療養中にもかかわらず三年を経過すると解雇される、こういう点が疑問なきを得ないのですが、法律には基準法ではっきり明示されておりますが、政策として御考慮したいと思つておす。と申しますのは、日本國の場合は、外國と違つて、やはり終身雇用制という、現実においてそれがたてまえになつておる。外國は、雇用關係といふものについては、雇用が断絶するとか、あるいは雇用が終了するとかということについて、ことに歐洲においては完全雇用の今日において、それほど雇用といふ問題については労働組合も關心がないわけでは、ですから、いわゆる雇用關係の終了に対する解雇反對闘争といふようなものが、ストライキまでかけてやるという事例が非常に少ない。それは、きつて雇用關係が流動的であり円滑化されておる、あるいは解雇をされても次の就職までは生活が保障されておる、いろいろな点から言えるわけですが、日本國の場合には必ずしもそういう情勢にない。そこで、私は、三年たつたら解雇をしてもいい、この点については、再検討する必要があるのではないか、このように思つておる。企業は存続しておるけれども、その災害を受けた人々は全く生活を破壊されておるわけですから、もう少しそういう点における企業責任といふものを、もの考え方として考へていかなければならぬ、と思つておる。ことに、CO中毒の場合には、療養しておるわけですから、解雇をして全部経営者の手から縁が切れる、これは、これは道義的にも社会的にも許されないのじゃないか、かように考へるのですが、これをお聞かせ願ひたい。

○村上(茂)政府委員 御指摘の問題は、昭和三十五年に労災保険法を改正いたしました。従來の一時金のみの補償制度が長期傷病者補償という年金制度に切りかえられました。労働基準法十九條の解雇制限事項とどういふ關係を持つてかといふことについて、かなり議論されたところでござい。ます。あの當時におきましては、CO中毒患者よりも、むしろ、けい肺患者、脊椎損傷患者のように、三年たつてもなおらないということが歴然としておる患者をどうするかという問題に關連して論ぜられたところでございますが、労働省といひましては、長期傷病者補償という年金体制を労災保険法上導入したという際におきまして、従來の一時金による打ち切り補償を支払ひまして十九條の解雇制限を免れるという制度のかり合ひをどうするかという点については、長期傷病者補償に移行したならば、打ち切り補償を支払ひたものと同様に扱ひまして、解雇することができたためえを存続したわけであり。ます。

ただいま多賀谷先生のお説でございますけれども、外國の立法例を見ましても、十九條的な、三年たつたら云々という規定を設けておる國はあまり多くないようござい。ます。つまり、従來のわが國の制度が、労災保険制度が十分でないために、個別使用者に対して無過失責任を課す、したがひまして、個々の使用者が補償するにつきましてもおのずから限度があるべきで、年金的な補償を使用者がするとかいふようなことは事實上困難だから、三年たつたら千二百日分の打ち切り補償を支払つて責めを免れる、こつた日本國有の制度をつくつたものといふふうに考へられるわけであり。ます。したがつて、個別使用者の無過失賠償責任から一種の産業全体の団体補償責任といふふうな思想の転換を見、それを背景といたしまして労災保険制度がいまのイギリスとかドイツといったような形に發展して、個々の使用者の責任においてではなくして、全体の責任において、病氣がおこるまで五年でも十年でも補償をする、その間の療養補償と休業補償を見ようといふ体制になつたら、十九條的な規定は要らない、こつた見方もあるわけでありまして、現に、西歐の立法例を見ましても、十九條的な規定はほとんど見当たらないわけであり。ます。そこで、十九條の問題は、こつた補償体制のいわば完全な形といふものに接近するに従ひましてその機能を失うといふのは、これは政治的論議としてではなくて、従來の制度的研究の上から、私ども感じておるような次第であり。ます。

したがつて、企業責任と申しますけれども、大企業の場合にはある程度言えましようが、零細企業の場合どうするか。いろいろ、個別企業の責任だけを追究しておりました場合には、その社会的実現可能性といふ問題からは困難にぶちあたります。どうしても産業全体の立場からの問題として取り上げざるを得ない。こつた場合には、個々の企業と労働關係の存続といふことはあまり重視されなくなる、こつた關係もござい。ます。政治的あるいは人道的にいろいろ立場もあろうかと存じます。こつた点は私も十分傾聴いたしまして本問題を研究していくつもりでございますが、當然に三年以上も継続して解雇すべからずといふ法理が直ちに生まれ出るかどうかといふ点については、三十五年の労災保険法改正のときに一応論議したつもりであり。ます。私どもさらに研究いたしたいと存じます。

○多賀谷委員 おつしやるとおり、歴史的に見ると、個別責任から集団産業別責任と転換をしておるわけ。ます。いま外國立法に十九條的な条文がないといふのは、それは、私が初めから申し上げましたように、雇用關係といふものを、そもそもの國においては比較的重要視してないのです。ですから、これがないために、確かに日本國有かし

任においてではなくして、全体の責任において、病氣がおこるまで五年でも十年でも補償をする、その間の療養補償と休業補償を見ようといふ体制になつたら、十九條的な規定は要らない、こつた見方もあるわけでありまして、現に、西歐の立法例を見ましても、十九條的な規定はほとんど見当たらないわけであり。ます。そこで、十九條の問題は、こつた補償体制のいわば完全な形といふものに接近するに従ひましてその機能を失うといふのは、これは政治的論議としてではなくて、従來の制度的研究の上から、私ども感じておるような次第であり。ます。

したがつて、企業責任と申しますけれども、大企業の場合にはある程度言えましようが、零細企業の場合どうするか。いろいろ、個別企業の責任だけを追究しておりました場合には、その社会的実現可能性といふ問題からは困難にぶちあたります。どうしても産業全体の立場からの問題として取り上げざるを得ない。こつた場合には、個々の企業と労働關係の存続といふことはあまり重視されなくなる、こつた關係もござい。ます。政治的あるいは人道的にいろいろ立場もあろうかと存じます。こつた点は私も十分傾聴いたしまして本問題を研究していくつもりでございますが、當然に三年以上も継続して解雇すべからずといふ法理が直ちに生まれ出るかどうかといふ点については、三十五年の労災保険法改正のときに一応論議したつもりであり。ます。私どもさらに研究いたしたいと存じます。

○多賀谷委員 おつしやるとおり、歴史的に見ると、個別責任から集団産業別責任と転換をしておるわけ。ます。いま外國立法に十九條的な条文がないといふのは、それは、私が初めから申し上げましたように、雇用關係といふものを、そもそもの國においては比較的重要視してないのです。ですから、これがないために、確かに日本國有かし

れぬ。ただ、私は、最近あまりにも個別企業責任というものが無視されているのじゃないかという感じがする。ことに、最近における災害の非常な頻発を見ると、どうも個々の企業責任というものが労災制度の漸次完備とともになくなっているのじゃないかという感じがしてならない。私は、それを課すことによって何れも企業が非常に注意するとは思いませんけれども、どうも最近の傾向は非常に企業責任というものを感ぜなくなっているのじゃないか。日本においては、道義的あるいは社会的責任というものについて、比較的世間的なものが人間の命を尊重するという面については十分でないわけであります。そういう中において企業がその責任をあまり感じていないのじゃないかという感じが非常にしてならないのです。ことに、これは全然別な話ですが、都市集中化の問題だつて、私はそう思うのです。それは、鉄工場の次には自動車工場ができ、そして部分品の工場が出来れば、それはお互いに大企業の間では輸送費も免れるし経費も少なくなる。しかし、社会的費用というものは、道路にしても港灣にしても、あるいは水にしても、最近のストックにしても、どうも大企業には社会費用不払いの原則が通用しているという感じがしてならないのです。国全体としてどちらがプラスであるかマイナスであるかわからない。もう少し企業責任というものを追及してもいいのじゃないか、こういう気持ちがあるわけですから、産業災害が起つた場合には、企業は随々としておるのに、個人の生活は全く破綻に瀕しておるわけでしょう。ですから、企業が存続する以上、もう少し個人については企業が見てやっていたのじゃないかと思うのです。私は、いま労災補償制度を後退させるという意味ではないのです。後退させる意味ではないけれども、企業の責任というものをどうしてあらわすか。私は、刑事的な責任を追及するという、そういう気持ちはない。しかし、雇用くらいでも統制して置けば、従来の福祉施設等についての利用もできるし、もう少し企業責任とい

うものを追及してもいいのじゃないか、産業別な集団の補償ができれば、なおそれに並行して企業の責任も負わしていいのじゃないか、こういうふうを考えるわけです。

○村上(茂)政府委員 先生の御指摘の考え方、私ももうなすけるのであります。ただ、法律的にこれをどう扱うかという場合には、一つの仕組みがあつてその一つだけが自由になかされておるという仕組みではない、つまり、個別使用者の責任と、産業全体としての保険を背景とする体制、それから、労使の交渉によってきめ得る分野がもう一つある。そこで、たゞいま御指摘のような、企業が責任を負うべきではないか、それをどういうふうにして責任を追及するかという場合に、法的な立場からすれば、刑事責任であるとか経済的負担を課すとかいったような関係で処理せざるを得ないと思ひますが、労使の雇用関係をそのまゝ存続するかどうか、それが使用者の社会的責任のつぐないの意味においてなされるかどうかという点につきまして、法的に強制するの、いややうじゃなく社会的な立場を背景にした労使の関係においてこれを処理するかどうかという問題があるのではなからうか。そういった社会的責任を追及されるような条件のものでありますならば、労使の団体交渉においても、ある程度被災者側あるいは労働者側において希望するところのものが自主的な交渉を通じて実現され得る可能性は、一応体制的にはできておるわけでありまして、その間の努力が相当なされて、しかもなおかつ実現が不可能であるという場合に問題をさらに考え直すというふうな、手続と申しますか、社会的経験がもう少しあつてもいいのじゃないかというふうに私は考えるわけでございます。法律ベースで考えます場合には、もう一度と申しますか、さらに経験を積み必要があるのではないか、こういうふうにか考へるべきであります。罰則を加重する、そういう趣旨ではない、こういう御指摘でございますが、刑事責任とか経済的負担を課して責任を追及するという処置でないとすれば、第三の道として

は、残された団体交渉を通じて問題を解決する。法律は何も三年たつたら解雇すべしとは書いてはいないのでありますから、労使の交渉によってそれを四年にもし五年にもするということは可能でございますし、また、雇用関係の問題とは別に、現実に雇用関係が切れてもさらに従来と同様な措置を使用者がなし得ることも団体交渉できめ得るわけでございます。そういったものをさらに経験として積む必要があるのではないかとこのように感じておる次第でございます。

○多賀谷委員 雇用関係を継続するということは、若干経済的負担は増します。それはまた、それがなければ意味がないわけですから。とにかく、大きな災害を起してぶつたという会社はないうわけですよ。それは、補償制度、保険制度ができておるから、それだけ保険制度というものが非常に役立っているわけですよ。ところが、産業災害は減らぬじゃないですか。そして、これは何も炭鉱だけじゃなくて、化学工場においてもあるいは造船工場においても、罹災者というものはほとんどが下請や社外工でしょう。こういう状態を考えれば、日本においては社会的な非難が比較的小さい、道義的の非難が人命について比較的小さいということをいふことにして、私はサボっておるとは言わないけれども、保安について、あるいは安全について十分注意してない、それだけの施設をしてないということが言えるだろう。そういう面から言えば、私は、雇用関係を継続するくらの経済的負担をさしてもいいと思うのです。罹災者のほうに補償が十分でないのですから。而た相まって補償を行なう必要があるのではないかと、こういうふうに思ひます。ですから、私は、けい肺のごときもそういう感じがあるわけですよ。少なくともその仕事に従事すればけい肺の起こる可能性があるというふうな企業は、そのくらの責任を感じてほしい。しかも、けい肺というのは、いまはかなり医学が進んでおりますけれども、とにかく不治であるということ。本来ならば、不治というような職業病が起る産業は、国全体

から言えばつぶしてもいい。社会政策から考えれば、黄燐マツチのごとき、そういうことすら考えられるのです。しかし、経済の伸展も必要ですから、それは許しておく。ですから、その分については、ただ労災保険金の掛け金が多いというだけであつて、もう少し経営者として責任を感じてほしいのじゃないか、かように私は考えるわけですよ。これはひとつ大臣に十分検討してもらいたいと思うのです。最近のように災害がどんどん起る。大きな災害が起つても、経済的には全然打撃を受けずという場合も多いわけですよ。それは鉱山保安局が採掘の停止をすればその間若干損失を受けるけれども、災害が非常に多いから急に株の配当が停止をされたとか、赤字がその災害によってものすごく出たなんていうのはあまり出ないのですよ。それほど、わずかでありますけれども、保険制度が制度としては不十分ながらもできておるといふことなんですけれども、どうも私は、雇用関係ぐらひは延長してもいいだろう、こういうふうに考えるわけですよ。あるいは、雇用関係については、労使だけの問題でなくて、別に査定機関とか何かを設けてまして、雇用の終了の申請をする、同意書のない場合はあるいは異議の申し立てができるような方法をとるとか、何か制度を考えてみる必要があるのではないかと、いま労使関係と言われましても、日本の労働組合と経営者との間には、三年以上雇用関係を結ぶところは少ないでしょう。○村上(茂)政府委員 三年以上雇用関係を存続したところがあるかどうかという点についてであります。数字はたゞいま持ち合わせておりませんが、十九条の第一項の例外事項を発動する場合に、三年たつたら即日解雇するかどうかという点については、必ずしもそうきつぱりとはいっておりません。といひますのは、三年たつたが、もう少ししたつたらなおるという可能性のあります場合には、打ち切り補償を千二百日分支払うよりも経済的にはむしろ安上がりだという場合には、三年以後も継続するとか、いろいろ事情に即した措置がとられております。必ずしも三年かつきり

たつたら解雇するという形がとられていないという例は間々ございます。しかしながら、問題は別にしまして、先生の御指摘のように、もっと使用者の責任というものを経済的負担に転嫁して、雇用関係を持続せしめるようにしたかどうかという御意見であります。経済的負担を負わしめるという点であります。これは金銭的な評価の問題であらうかと存じます。理論的に、労働不能の状態にある者を三年たってもなお労働するという前提のもとに雇用関係を存続せしめるということは、いかなるものであらうか。それよりも、被災労働者にとっては、労働可能な状態にあると同様な補償を受けられるということが問題の中心であって、客観的に見て労働不能の者を、労働し得るような状態の者と仮定して雇用関係を存続せしめる、それを法的に強制するという点については、さらに検討を要するのではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

○小平国務大臣 多賀谷先生の御指摘の、全般的な問題として企業の社会的責任というものをと高揚する必要があるのじゃないか、こういう点については、私も一般論としては同感でございます。社会が非常に複雑になり、かつまた社会生活を確保していくというたてまえから申ししまして、その必要性が非常に重要になっておる今日、企業がただ単に営利追求だけでよろしいんだ、という考え方は、私は許されぬであらうと思っております。一般論としては、この日本の社会に及ぼす影響というものを十分考慮する責任が企業にも当然あつてしかるべきだと思ひます。

たゞ、具体的な問題として、この被災者が三年たつてもなおらぬ、そのときには使用主がこれを解雇することができるといったような問題についても、もっと使用者の個別的な責任を考えるべきじゃないかという点でございますが、これは、結局、保険制度というものと保険加入者の責任という問題との調和をどうとるかという問題ではなからうかと思ひます。そういう点で、先生御指摘の点は、局長からも御答弁申し上げましたとおり、

これはなお一そう検討に値する問題だ、私もかように先ほど来伺つておつたのでございます。

さらに、具体的なこの三池の問題等につきましても、各方面からいろいろお話を承つておりますので、この三年経過後の雇用関係をどうするかという点につきましても、私といたしまして、会社側にも十分善処を求めよう、そういう努力を私もひとついたしまして、そういうことをすてにお約束をいたしておるような次第でございます。こういう点はやはり一がいにもなかなか私はいかないんじゃないかと思うのです。まあ力のある会社の場合はいいいえ、力のない会社というか、使用者というか、そういう場合もございましょうし、やはり、具体的な問題として、いわゆるケース・バイ・ケースといひますか、そういう実態に即しながら関係者の善処を求めていく。実際問題として、私はそういうことがやはり一番適切な方法ではなからうか、かように感じておるわけでございます。

○多賀谷委員 時間もありませんから、あまりこれ以上質問いたしません。打ち切り補償よりも経費が安く済むんじゃないかというような場合に延長しているという、それはあたりまえです。そのことを私は聞いておるわけじゃない。しかし、人命を尊重しなければならぬということが盛んに言われながら、実際産業災害というのは減つていないでしよう。そういう面から見ると、企業は隆々としておるけれども、個人の生活は破壊されているというところは、どうしても私はいまの日本の段階においては納得できないものがある。ですから、もう少し責任を追及する意味において、雇用関係くらい残したらいいじゃないか、こういうふうに思ふわけです。これはひとつ大臣に十分検討してもらいたいと思ふのです。こういうものは臨時立法ではおかしいかもしれないけれども、どうも、いまの日本の産業災害の状態を見ると、あまりにも企業家は責任を免れ過ぎておる。大きな災害が起こつたからその会社がぶつぶつおるというふうなことはあり得る現象なんだけれども、そ

ういうのは一つもない。だから、災害のほうについては、金をかけぬと言へば何だけれども、どうしても頭がその方向に向かない。ですから、その点、私は、制度が後退をすることがあると困るわけですが、前進する意味において、もう少し御考慮を願ひたい、こういうふうに思ひます。

○小平国務大臣 先生の御主張はよく拝聴いたしましたから、なおひとつ検討をいたしてみることにいたします。

○多賀谷委員 それから、石炭局長、あなたは、滝井委員の質問に対しても、あるいは予算分科会等における質問に対しても、どうも健康保険組合についてのあなたの答弁は認識が足りないんじゃないかと思うのです。どうも石炭局長は、石炭局長の仕事の範囲内しか考えていない。しかし、労働者の問題は生産の基盤です。健康保険組合の場合でも、あれだけわれわれが、厚生省としては特に炭鉱健康保険組合だけに補助金をやるようなことはなかなかむずかしいんだ、いま制度はあるけれども、多くやることはむずかしいんじゃないか、だからひとつ石炭予算で取つて厚生省のほうに回してやれというのをあれだけ言つたわけですよ。さつぱりあなたのほうはそういう処置をとつておらぬ。それで、石炭鉱業審議会の中間答申でもわざわざ入れておるけれども、これは何にもならぬです。健康保険組合に対する国庫補助の配分というのは、二億五千万しかないんだから、まるまるもつてもいたしたことないんです。それがわかり切つていてこういう答申を出す。答申は、それは先生方がやられるんだと言ふけれども、しかし、あなたのほうはいろいろサセツションしておるのじゃないですか。ですから、こういう点ももう少し考えてやるべきではないか。

それから、特別年金の問題でも、いま農林年金が問題になっているけれども、あるいは共済組合法が問題になっているけれども、みな所管省がやるんですよ。ですから、厚生年金の特別年金といひましても、実際は石炭局がやるようになるんだらうとばかりは思ふ。いまの日本の体系は、一般的

な水準については厚生省がやります。しかし、その上にプラス特別というものについては、みな所管省がやっておるわけですよ。農林年金でも、農林省提案でしょう、厚生省提案じゃありませんよ。あるいは公務員の共済組合でも、地方公務員共済組合ならば自治省、それから国家公務員なら大蔵省がやっている。ですから、これはあなたのほうで責任を持つて取りまとめるなければならぬわけですよ。ひとつ決意を聞きたい。

○井上政府委員 まず、最初に御指摘になりました健康保険組合の赤字補てんの問題でございますが、この問題につきましては、先般滝井先生の御質問にお答えいたしましたけれども、健康保険組合が、御承知のように、炭鉱労働者が逐次年を追ひまして減少する等の関係で、特に最近赤字の状態がひどいわけでございまして、このまま放置しますと、炭鉱労働者に非常にゆゆしい事態、ひいては石炭鉱業の今後の安定に大きな悪影響を及ぼすわけでございまして、私もとしましては、所管省であります厚生省に對しまして事務的に、あるいは通産大臣から閣議におきましても特に厚生大臣に對し御発言いただきまして、この健康保険組合の赤字補てんの問題について連絡、要請をいたしておるわけでございまして、これは、多賀谷先生の御意見では、そういう連絡、要請ではだめであつて、やはり石炭行政を担当している通産省において特に石炭予算としてこの赤字補てんの財源を確保していただくべきじゃないかという御意見であります。一応ごもっともな御意見とは思ひますけれども、現在、健康保険組合に對する赤字補てん等の行政あるいは予算の体制が、一応厚生省で扱うという体制になっておる関係もありまして、今度の予算編成に際しまして、そういう要請は、厚生省に對し、あるいは大蔵省に對して、いたしておるわけでございますが、その点、結果的に不十分であつた点については、私どもはなほ遺憾だと思つておりますが、そういう事情がございまして、ただ、しかし、これをこのまま放置することでもできませんので、私も、厚生

省ともさらに打ち合わせいたしましたして、この健康保険組合の赤字脱却といひますか、財政力の強化といひますか、これについては何らかの方策を新たに講じなければいかならうというふうな考えでおります。

それから、第二の厚生年金の問題でございますが、この点も、前々から石炭鉱業審議会におきましても指摘をされ、さらに各労働組合等からもそういう要請が私どものほうにあるわけでございまして、従来必ずしもその検討が順調に進んでいなかったことは事実でございます。これは、事務的にいろいろ検討を加えますと、理論的な筋の点その他からしましてなかなか困難な点もありまして進まなかつたわけでございしますが、私どもは、再三申しておりますように、今日の段階におきまして、特に石炭鉱業の今日置かれておる現状におきまして、雇用確保といひますか、雇用の安定といひますか、やはりそういうような見地から厚生年金については特別措置が必要であるというふうな考えでございまして、さらに厚生省、労働省等とも打ち合わせをしまして、十分な、スピーディーな検討を進めてまいりたい。

それから、なお、所管問題について、多賀谷先生は、あれは所管省である通産省がやるべきじゃないかという御意見でございますが、特別の年金制度をつくるその態様によりまして、厚生省がやるほうが妥当であるか、厚生省がどうしてもいかぬと言へば、これは私どもあとへ引かせませんので、通産省においてやるというような決意もいたしておりますし、ただいま厚生省ともいろいろ打ち合わせしておりますが、これは理論的にもなかなかむずかしい問題がございしますので、現行の厚生年金制度をそのままにして、今日の石炭鉱業の現状からして特別にプラス要因を加えるような制度を、並行的にといひますか、プラスしてつくらないと悪いという御意見もございしますので、その実情論からしまして、厚生省にどうすべきかというふうな打ち合わせをいたしておるわけでございします。したがって、内容をとにかく現状

より手厚いものにするという方針で検討していくわけですが、その内容によりまして、厚生省にやっていたらどうか、厚生省がどうしてもいかぬと言へば、私どもあえてこれを引き受けてやろうというふうなつもりになって、いま真剣に取り組んでおる次第でございます。

○多賀谷委員 これらの問題の財源を、やはり原油関税見合いの広い意味における石炭予算から出さなければ解決しないのじゃないか、基本的にこう言っているわけですね。ですから、今度の厚生省の健康保険の助成金の調整金にしてみても、あれは何か石炭予算とは無関係ですよ。そういうところにやはり隘路があるのじゃないか、こういう点を指摘しておるわけですね。これはひとつそういう方向でやっていたらいいかと思ひます。

○野田委員長 これにて本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野田委員長 御異議なしと認めます。よって、本案に対する質疑は終了いたしました。

○野田委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○野田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○野田委員長 この際、有田喜一君外六名から、本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者に趣旨の説明を求めます。提出者多賀谷委員。

○多賀谷委員 自民、社会、民社三党を代表いたしまして、附帯決議の趣旨を御説明申し上げます。

その前に、案文を朗読いたします。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、炭鉱離職者、なかんずく中高年令者の就職困難に堪へるため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、炭鉱離職者臨時措置法は、合理化の進行状況を勘案し、昭和四十三年度以降においても存続するよう検討すること。

二、緊急就労対策事業の就労人員を現行に即するよう確保するとともに、昭和四十三年度以降においても滞留離職者の状況を考慮し、事業を実施するよう善処すること。

三、炭鉱離職者求職手帳の失効した離職者の就労については万全の措置を講ずること。

以上であります。

御存じのように、炭鉱離職者臨時措置法は、石炭鉱業合理化臨時措置法の実施とともに行なわれたわけでありますけれども、今日の法律が、昭和四十三年三月三十一日までに廃止法案を出すことになっております。現状は、相当滞留者がおりますし、さらにまた、合理化が進捗しておるような状態でありまして、近々行なわれようとする石炭鉱業審議会の最終答申で、今後どういふようになるかわかりませんけれども、合理化がさらに一そう行なわれるのではないかと、そこで離職者も相当出るのではないか、こういうふうに考えられるわけであります。そこで、この法律をせむ四十三年度以降においても存続するよう御配慮願ひたい。

第二は、緊急就労対策事業であります。就職促進手当の創設とともに、この制度につきましては法律で削除されたのでありますけれども、現状においては産炭地において相当離職者がおり、しかも事実緊急就労対策事業に従事しておる労働者がいたわけであります。そこで、経過的に漸次減少するように予算で組まれておりますけれども、実際は緊急就労対策事業の希望者というのは相当多いわけです。でありますから、ぜひひとつ今後予算折衝においてはその実情に十分即応するよう

うに人員の確保をお願いしたいとともに、昭和四十三年度以降につきましても、この滞留をしております離職者の状況を考慮してこの事業の存続をお願いしたいと思ひます。

さらに、求職手帳の失効する者が四十年において千二百三十名であり、四十一年度においては千四百六十名になると聞いております。しかも、その年齢構成は、五十歳以上が七二・七％というふうな状態でありまして、この手帳切れになった離職者の就労、生活安定については、ひとつ十分配慮していただきたいと思います。公共事業あるいは他の産業への就職、さらに緊急就労あるいは一般失対と、とにかくあらゆる分野にぜひ就労対策の万全を期してもらいたい、かようにお願いをする次第であります。

以上で附帯決議の趣旨説明にかえします。

○野田委員長 これより本動議について採決いたします。

有田喜一君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野田委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府の所見を承ることにいたします。小平労働大臣。

○小平労働大臣 炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案につき、ただいま満場一致で御可決いただき、ありがとうございます。政府といたしましては、ただいまの附帯決議につき、その御趣旨を十分尊重いたしまして、今後の炭鉱離職者対策の推進につとめてまいりたいと思ひます。

○野田委員長 ただいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野田委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野田委員長 この際、委員派遣承認申請に関する件についておはかりいたします。

去る二十二日発生いたしました北海道歌志内市空知炭鉱の爆発事故につきまして、本委員会から現地に委員を派遣し、その実情を調査するため、議長に対して委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野田委員長 御異議なしと認めます。

また、派遣委員の人选、派遣期間等につきましては、すべて委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、今回の委員派遣に際しましては、往復とも航空機の使用をいたしたいと存じますので、この点も議長に申請するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十一分散会

昭和四十一年三月二十九日印刷

昭和四十一年三月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局